

債権譲渡通知書

年 月 日

山形県 総合支庁長 殿

譲渡人住所
(納税義務者) 氏名 (印)
電話番号 () -

年度自動車税種別割(登録番号)の還付金に係る債権
を 年 月 日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。

還付事由 1. 抹消 2. 二重納付 (該当する番号を○で囲んでください)
還付事由発生日 年 月 日

記

譲受人 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
電話番号 () -

<振込先口座>

金融機関	銀行・農協 金庫・組合		店・所 出張所
口座の種類	1 普通	2 当座	口座番号
口座名義人(カナ)			

<注意事項>

- 1 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当されます。
- 2 この債権譲渡通知書は、還付事由発生の月の末日(必着)まで提出してください。それ以降に提出された場合には、譲渡人に還付されます。なお、抹消登録前でも提出できます。その場合は、還付事由発生日の欄に抹消予定年月日を記載してください。
- 3 還付する自動車税の領収証書の原本を提示してください。領収証書の原本を提示しない場合は、譲渡人の印鑑登録証明書(債権譲渡通知書提出日から3ヶ月以内のもの(写し可))を添付してください。
- 4 譲渡人の住所は、領収証書の住所または印鑑登録証明書の住所を記入してください。
- 5 領収証書の原本を添付する場合は、譲渡人の印鑑は認印でかまいませんが、印鑑登録証明書の写しを添付する場合は実印を押印してください。
- 6 印鑑登録証明書の住所及び氏名が4月1日時点の車検証の住所及び氏名と異なる場合は、そのつながりが確認できる公的書類(住民票の写し、戸籍抄本等)の写しを添付してください。
- 7 譲受人への還付は口座振込になります。譲受人の振込銀行・本支店名、普通・当座預金の別、口座番号・口座名義人を記入してください。
- 8 債権譲渡通知書は、還付する自動車種別割税の納税通知書に記載された譲渡人の住所地を管轄する総合支庁に提出してください。

(裏面に提出・お問い合わせ先を記載しておりますので、ご覧ください。)

<提出・お問い合わせ先>

納税通知書に記載された譲渡人の住所地		提出・お問い合わせ先
村山・ 県外	山形市、上山市、天童市、 山辺町、中山町、寒河江市、 河北町、西川町、朝日町、 大江町、村山市、東根市、 尾花沢市、大石田町及び県外	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 村山総合支庁納税課 TEL 023-621-8253
最上	新庄市、金山町、最上町、 舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁税務課 TEL 0233-29-1233
置賜	米沢市、南陽市、高畠町、 川西町、長井市、小国町、 白鷹町、飯豊町	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 置賜総合支庁税務課 TEL 0238-26-6016
庄内	鶴岡市、酒田市、三川町、 庄内町、遊佐町	〒997-1392 三川町横山字袖東 19-1 庄内総合支庁税務課 TEL 0235-66-5436